

上 総 第 4 号

2022年12月1日

山口県知事

村岡 嗣 政 様

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員

瀧本 夏彦



上関原子力発電所建設予定地の埋立工事に係るご要請について（ご回答）

拝啓 平素は当社の事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、令和4年11月28日付け令4商政第797号によるご要請をいただいておりますが、その趣旨を重く受け止め、埋立工事の施行につきましては、慎重に対応することといたします。

当社としては、発電所本体の着工時期の見通しがついたと判断できる状況になった時点で、改めて山口県ご当局に相談させていただきます。

なお、当社としては、できるだけ早く発電所計画全体の見通しが得られるよう、発電所の安全な設備形成に向けた取り組みを行うとともに、発電所計画について、適切な情報提供に努めるなど、地域の皆さまの理解が得られるよう引き続き努力してまいります。

敬 具

参考資料

令 4 商 政 第 7 9 7 号  
令和 4 年 (2022 年) 1 1 月 2 8 日

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員 瀧本 夏彦 様

山口県知事 村岡 嗣政

上関原子力発電所建設予定地の埋立工事について(要請)

このことについては、令和元年 7 月 26 日付け平 3 1 商政第 3 9 4 号により要請し、2019 年 8 月 1 日付け上総第 4 号により回答をいただいているところです。

上関原子力発電所の原子炉設置許可申請に係る国の審査会合が福島第一原子力発電所の事故以降開催されていない状況、及び貴社の電力供給計画において上関原子力発電所の着工時期が未定とされている状況は、変わっていません。

また、貴社から県に対し、上関原子力発電所本体の着工時期の見通しに関する相談も未だなされていないところです。

このように、このたび埋立免許延長を許可した上関原子力発電所について、原子力発電所本体の着工時期が見通せない状況にあることから、改めて、下記事項について要請します。

記

発電所本体の着工時期の見通しがつくまでは、埋立工事を施行しないこと。